

平成20年1月23日訓令第2号

○雫石町ホームページバナー広告掲載取扱要領

平成20年1月23日訓令第2号

町長部局

## 改正

平成26年2月20日訓令第2号

雫石町ホームページバナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

**第1** この要領は、町ホームページに広告を掲載することに関し、雫石町広告掲載要綱（平成20年雫石町告示第3号。以下「要綱」という。）及び雫石町広告掲載基準（平成20年雫石町告示第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町ホームページ 雫石町（以下「町」という。）が管理及び公開するホームページで、<http://www.town.shizukuishi.iwate.jp/>で始まるものをいう。
- (2) バナー広告 町ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。

(バナー広告等の禁止表現)

**第3** バナー広告及びリンク先のホームページの表現が次の各号のいずれかに該当する場合は、そのバナー広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) 町の情報と錯誤するおそれがあるもの
- (3) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもので、次に掲げる表現

ア バナー広告

- (ア) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- (イ) ラジオボタン
- (ウ) テキストボックス
- (エ) プルダウンメニュー

(オ) G I Fアニメ、F l a s h等

(カ) アラートマーク

イ バナー広告及びリンク先のホームページ

(ア) 町ホームページと類似した色調、字体

(4) 前各号に定めるもののほか広告の表現として適当でないと認められるもの

(掲載の申込み及び内容の変更)

**第4** 町ホームページにバナー広告を掲載しようとする者は、要綱第5に規定する広告掲載申込書及びバナー広告の電子ファイル等関係資料を、掲載希望開始日の1月前までに町長に提出するものとする。

2 バナー広告掲載期間において、バナー広告又はリンク先のホームページの内容等を申込み時の内容等と相違するものに変更しようとする場合は、あらかじめ見本等関係資料を添えて町長に申請し、承認を受けるものとする。

(バナー広告の掲載ページ、枠数及び規格)

**第5** バナー広告を掲載するページは、町ホームページのトップページとする。

2 バナー広告の枠数は、原則として5枠とする。

3 バナー広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦60ピクセル、横120ピクセル

(2) 形式 G I F又はJ P E G

(3) データ容量 4キロバイト以下

(広告の掲載期間)

**第6** バナー広告を掲載する期間は、1月を単位とし、継続して12月を限度とする。

(広告の掲載期間の延長)

**第7** バナー広告掲載期間において、雫石町の責に帰する事由により町ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖した日数に応じて掲載期間を延長するものとする。ただし、閉鎖した日数が1日未満の場合は、掲載期間を延長しないものとする。

(広告取扱業者の募集)

**第8** 町長は、バナー広告にかかる業務を広告取扱業者に行わせることが適当と認めた場合は、次項の規定により広告取扱業者を募集するものとする。

2 広告取扱業者として当該業務の請負を希望する者は、町長が指定する日までに広告取扱希望申請書(別記様式)を提出しなければならない。

3 町長は、前項の広告取扱希望申請書を受理したときは、要綱第11に規定する資格要件を審査の上、資格要件を備えていると認められるものに対し、見積り依頼書を送付するものとする。

(広告の料金)

**第9** バナー広告の広告掲載の料金（以下「広告料金」という。）は、要綱第10第1項第1号の規定により広告主と直接契約する場合にあっては、1枠当たり1月につき5,000円に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額）とし、同項第2号の規定により広告取扱業者と契約する場合にあっては、その契約額とする。

2 前項の広告料金の納期は、要綱第10第1項第1号の規定により広告主と直接契約する場合にあっては要綱第14第3項に規定する確認書に記載する確認日から起算して30日以内とし、要綱第10第1項第2号の規定により広告取扱業者と契約する場合にあっては、その契約書によるものとする。

3 広告料金の納入方法は、町長が定めるところによるものとする。

(広告主の責任)

**第10** 町ホームページに掲載したバナー広告に関する責任は要綱第16の規定により広告主の負担とし、掲載したバナー広告に関連して起因したリンク先に関する一切の責任についても又同様とする。

#### 附 則

この訓令は、平成20年2月1日から施行する。

#### 附 則（平成26年2月20日訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第8関係）